

大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業

落札者決定基準

令和6年10月

大和郡山市上下水道部

落札者決定基準 目次

1	本書の位置付け	1
2	落札候補者の決定方法	2
(1)	落札候補者の選定方式	2
(2)	落札候補者の選定方法	2
(3)	落札候補者選定の体制	3
3	落札者の決定手順	4
(1)	入札参加資格の確認	5
(2)	入札書類、技術資料の受付	5
(3)	評価の実施	5
(4)	落札者の決定	9

1 本書の位置付け

大和郡山市上下水道部（以下「本市」という。）は、「大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業」（以下「本事業」という。）について、設計、建設を一括して行う「設計・施工一括発注方式（DB方式）」で実施することにした。

本落札者決定基準（以下「本書」という。）は、本市が本事業を実施する民間事業者を総合評価方式一般競争入札（技術提案型）により募集及び選定にあたり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものであり、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

また、本書は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を記したものである。

2 落札候補者の決定方法

(1) 落札候補者の選定方式

本市は、「入札価格」及び「価格以外の技術的要素」すなわち工事目的物の性能・機能の向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績等を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高いものを選定する総合評価方式一般競争入札により落札者を選定する

(2) 落札候補者の選定方法

本事業の落札候補者の選定は、以下のとおり2段階で実施する。

ア 入札参加資格の確認

応募者が、本市の競争入札参加資格有資格者であることや、一定の実績を有することなどの形式面での資格を有しているかの確認を行う。

イ 総合評価

上記アにおいて事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する技術資料等の提出を受け、その内容に基づいて総合評価を行う。

総合評価では、技術資料及び入札書類を受付け、「技術審査（技術評価点）」及び「開札（入札価格評価）」を行い、評価値を算出する。その後、大

和郡山市水道施設監視制御システム更新事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」とする。）において落札候補者を決定する。

なお、総合評価においては、事業者選定委員会の要請に応じて、学識経験者からの意見聴取や応募者によるプレゼンテーションを実施する。

（３）落札候補者選定の体制

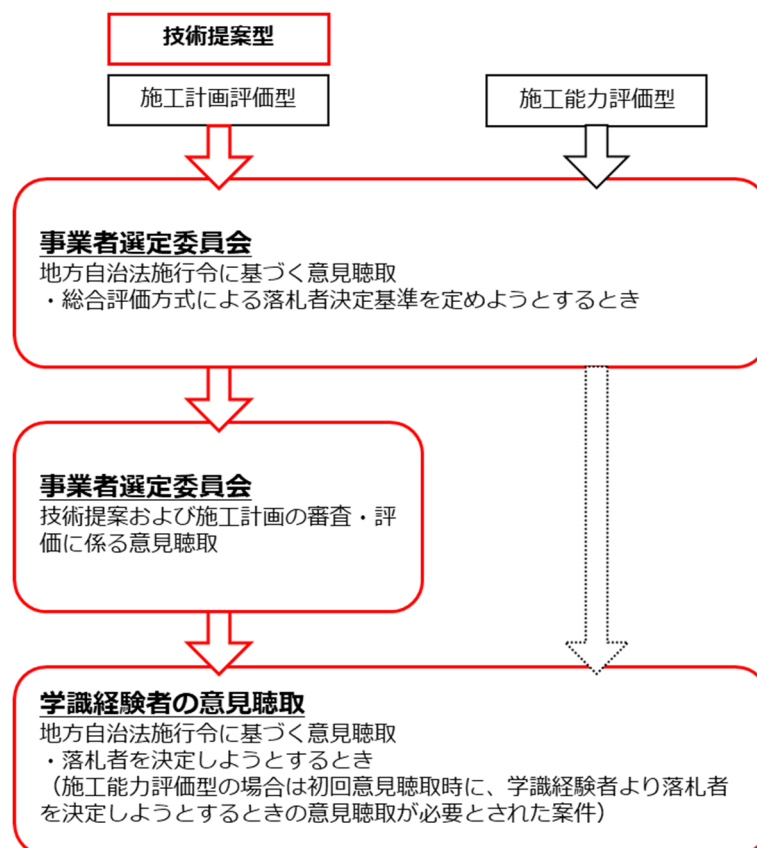
落札候補者選定の審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために「事業者選定委員会」において実施し、必要に応じて「学識経験者からの意見聴取」も実施する。

【事業者選定委員会】

地方自治法施行令第167条の10の2及び同施行規則第12条の4によると、総合評価方式の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴かなければならない。

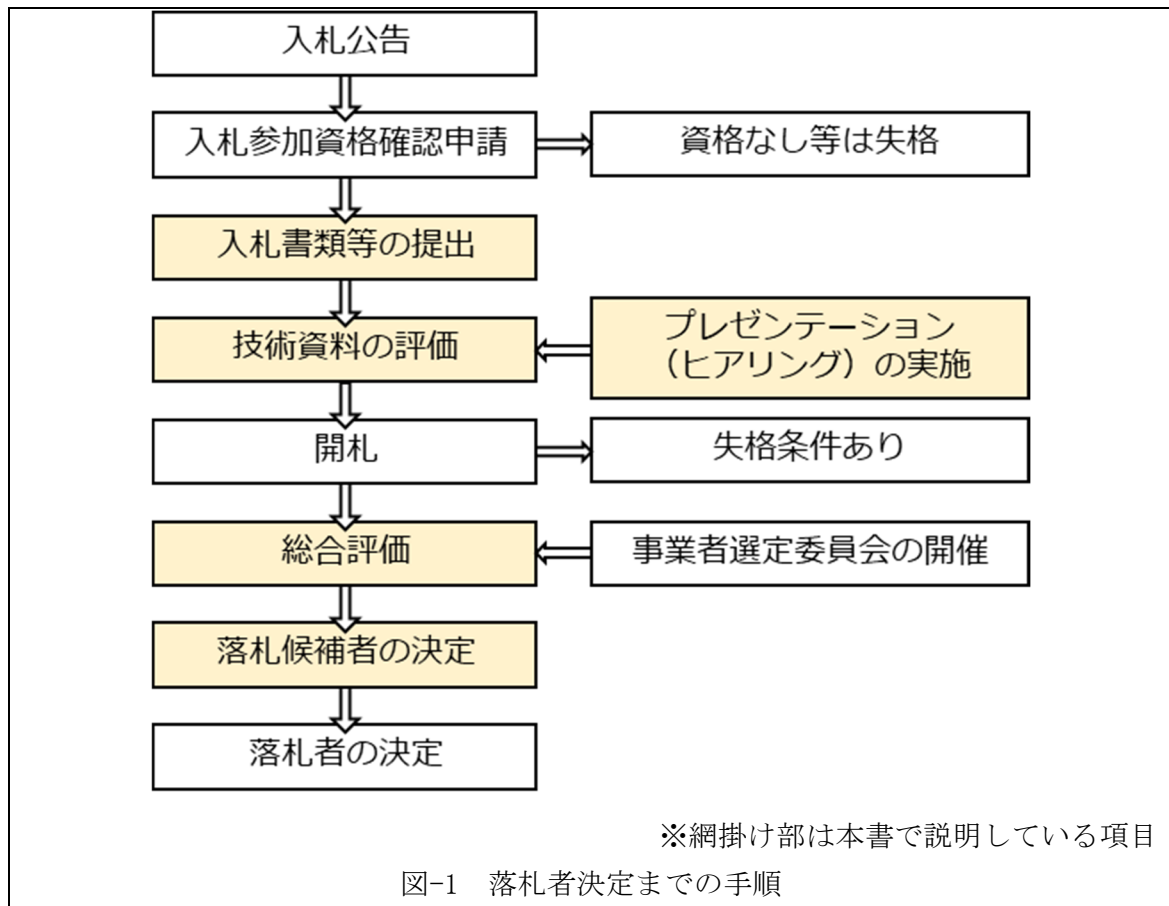
このため、本市では学識経験者の意見を聴く場として、事業者選定委員会を設置することとしている。

また、技術提案及び施工計画評価型の実施にあたっては、落札者決定基準を定めようとするとき以外に、提出された技術資料を評価しようとするときにも必要に応じ、2人以上の学識経験者の意見を聴くことができる。



3 落札者の決定手順

落札者の決定手順は、以下のとおりである。



（１）入札参加資格の確認

入札参加資格の確認では、応募者が実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認する。具体的には、入札説明書３（２）に定める次の参加資格を満たしていることを確認する。

①共通の参加資格要件の遵守

②建設企業の参加資格要件の遵守

本市は、応募者が提出した入札参加資格確認申請書等について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す入札参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び入札参加資格がないと認められる者を失格とする。ただし、軽微な書類不備等において、速やかに追加提出された場合はこの限りではない。

なお、入札参加資格確認の結果は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書を提出できる有資格者を選定するものであり、提案審査に影響を与えるものではない。

（２）入札書類、技術資料の受付

提出された書類が全て入札説明書の指定どおりに揃っているかを、本市において確認する。書類不備の場合は失格とする。

ただし、軽微な書類不備等の場合において、速やかに追加提出された場合はこの限りではない。

（３）評価の実施

ア 技術資料の評価

技術提案の評価項目（大項目）としては、以下の４つを設定し、評価項目（小項目）は表-1 に示すとおりとする。

- 基本方針
- システムの設計方針（機能性、信頼性、将来性）
- 工事計画
- 維持管理計画

表-1 技術提案の評価概要

評価項目（大項目）		評価項目（小項目）	配点（点）
基本方針		システム構築及び設計・施工における基本方針	15
システムの整備方針	機能性	システムの応用機能	35
	信頼性	セキュリティ対策及び 災害・故障等の緊急事態におけるリスク想定	
		将来性	
工事計画	切替計画	工事に関する安全・品質管理及び切替工事の留意点	5
維持管理計画	維持管理	監視制御システムの保守計画及び維持管理	15
		事業終了後の維持管理費	
		事業終了後のクラウドサービス利用料金	
技術評価点		合計	70

※評価ランク判断基準（3段階）

A：要求水準をはるかに上回る具体的な提案【配点×100%】

B：要求水準を上回る具体的な提案【配点×60%】

C：要求水準と同程度の提案【配点×20%】

※金額の評価基準

最低金額と提案金額の比率【配点×算出した比率】

イ 評価の考え方

提出された技術資料は、次に示す評価の視点と評価基準及び配点に基づき評価を行うこととするが、記述に明らかな誤りがある評価項目、添付書類に不備がある評価項目は加点しないものとする。

また、技術資料を全く提出しなかった者は失格とし、以下に示す場合も失格とする。

- ①各評価項目に対応した内容の記述が全く無い場合
- ②誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記述がある場合
- ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定出来る記述がある場合
- ④要求水準書に記載する要求水準を満たさない場合

ウ 技術提案の評価の視点

企業の技術力の技術提案項目の評価の視点は、以下に示すとおりとする。なお、具体的な評価基準は明らかにしない。

表-2 技術提案における評価の視点

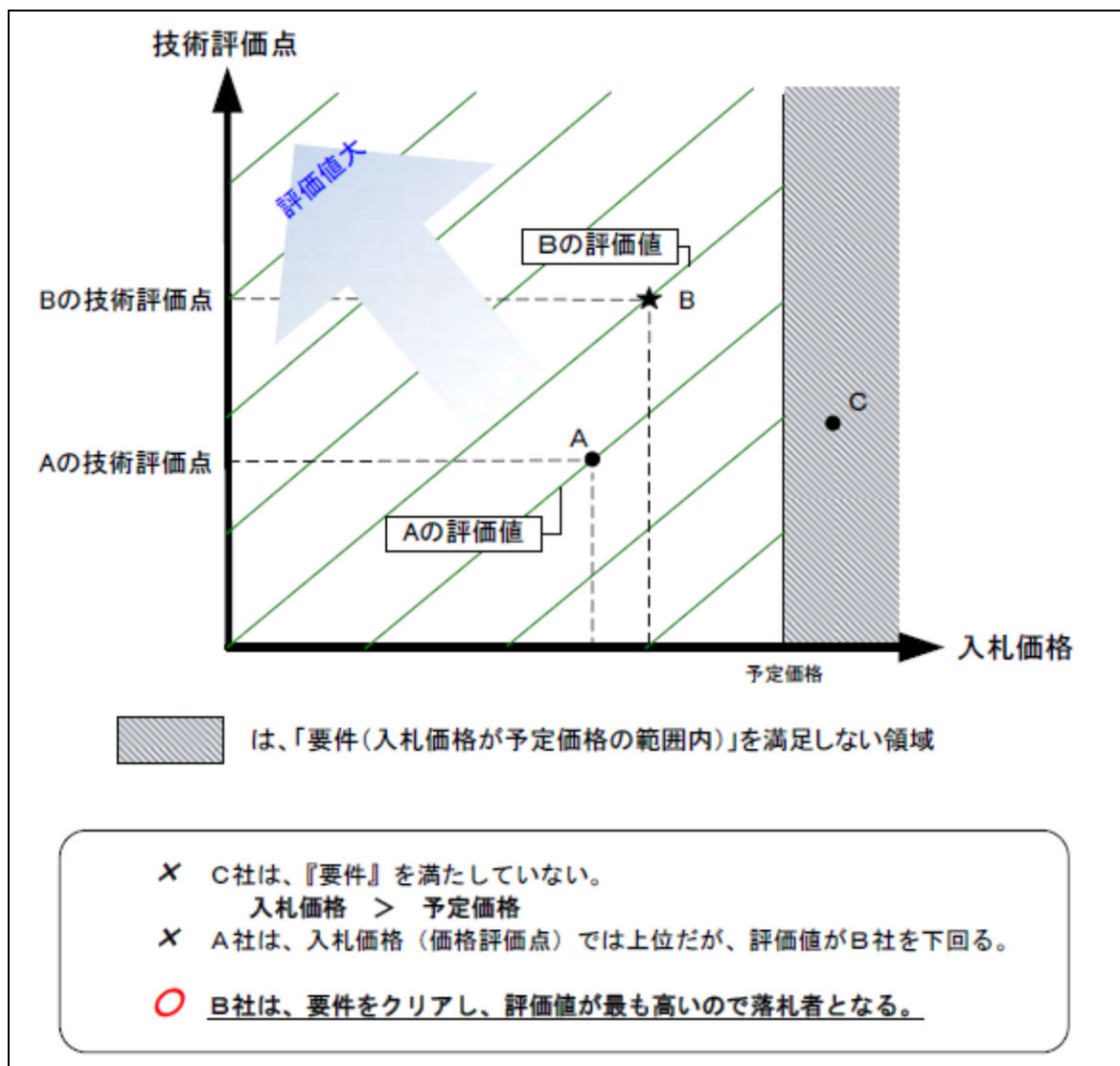
評価項目（小項目）	評価の視点
システム構築及び設計・施工における基本方針	安定した浄水処理及び水運用を継続する監視システムの提案及び民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用し、安全かつ効果的に事業を進めるための提案
システムの応用機能	基本機能に含まれない応用的な機能
セキュリティ対策及び 災害・故障等の緊急事態におけるリスク想定	水という重大な資源を扱う責任を理解し、悪意のある第三者から干渉を受けず、災害等の緊急事態を想定した堅牢で信頼のできるシステムであること
将来におけるシステムの拡張性	監視操作対象施設の追加による信号点数増加、浄水場の更新など、将来を想定した機能、構成及び提案
機能増設時の費用	機能増設時の費用が安価であること
工事にに関する安全・品質管理及び切替工事の留意点	水の安定供給に与える影響を最小限に抑えるための工夫及び、切替工事時の安全管理、危機管理対策の提案
監視制御システムの保守計画及び維持管理	維持管理やメンテナンス、環境配慮などの観点から将来を見据えた、保守性・持続力の高いシステム構成であること
事業終了後の維持管理費	事業終了後の維持管理費が安価であること
事業終了後のクラウドサービス利用料金	事業終了後のクラウドサービス利用料金が安価であること

エ 総合評価

総合評価の方法は、最低価格と入札価格から求める価格評価点と前述の評価による技術評価点を加算する「加算方式」とし、次式により算出するものとする。（小数点第2位以下切捨て）

評価値 = 価格評価点(30 点満点) + 技術評価点(70 点満点)

$$= 30 \times \left(\frac{\text{最低価格}}{\text{入札価格}} \right) + \text{技術評価点}$$



（４） 落札者の決定

ア 落札候補者の決定

落札者の決定にあたっては、入札価格が有効な範囲で、技術力等の評価において失格とならなかった者のうちから、評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）が落札候補者となる。

また、入札参加者が１者の場合には、提案内容の妥当性を評価値等で確認し、落札候補者の決定を行う。

イ 落札者の決定

落札候補者を落札者として決定する。